

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目3番4

氏名 株式会社安部工業 代表取締役 安部 竜司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成30年 9月13日

許可の有効年月日 平成34年10月 7日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------------|---|
| 平成14年10月 8日 | 当初許可 |
| 平成16年 1月15日 | 変更届出書受理 (名称を有限会社安部工業から変更したこと。) |
| 平成19年10月 8日 | 更新許可 |
| 平成19年11月 6日 | 変更届出書受理 (産業廃棄物の種類から自動車等破砕物であるも
(以下、裏面記載) |

のを削除したこと。)
平成21年 6月 9日 変更届出書受理 (代表者を安部浩幸から変更したこと。)
平成24年10月 8日 更新許可
平成24年12月12日 変更届出書受理 (本店所在地を宮城県仙台市泉区鶴が丘二丁目
15番地の16から変更したこと。)
平成29年10月 8日 更新許可
平成30年 9月13日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に「自動車等破砕物を除
く。」とする限定を解除したこと。)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白